

写真使用に関するガイドライン

(一社) 信州千曲観光局

第1条 (趣旨)

本ガイドラインは信州千曲観光局（以下、「当局」という。）が所有する写真（以下、「写真」という。）の使用について必要な事項を定める。

第2条 (定義)

本ガイドラインにおいて「写真」とは当局が所有する千曲市観光写真コンテスト入賞作品を含めた自然・景観・まつり・風物詩・特産品・郷土料理などの写真素材（画像データを含む）を指す。

第3条 (使用許可の申請)

- 1 写真を使用する場合は写真（画像データ）使用許可申請書に必要事項を記入し、当局に提出しなければならない。
- 2 前項の規定として、本申請書による使用許可は1回の申請につき1回までとし、再度使用の場合は改めて使用許可の申請をしなければならない。また、本申請書による使用写真点数については1回の申請につき5点までとし、それ以上の申請があった場合は別途申請書を記入しなければならない。

第4条 (使用許可)

- 1 当局は前条の規定による申請があったときは、使用目的などを審査し、使用許可を申請者に連絡しなければならない。
- 2 当局は千曲市の観光宣伝としての用途において、写真の使用を許可するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。
 - (1) 法令または公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - (2) 千曲市もしくは写真に含まれる人物・物品・建築物・場所などの信用や品位を傷つけまたはそのおそれがあると認められる場合。
 - (3) 特定の個人・政治・思想または宗教活動のみを意図して使用し、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - (4) 不当な利益を目的として使用し、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - (5) プリペイドカードや絵葉書など写真そのものが商品となり販売につながるものと認められる場合。

- (6) その他、当局が使用について不相当であると認めた場合、
- 3 当局は第1項の規定により使用の許可をする場合において、条件を付すことができる。

第5条（使用上の遵守事項）

前条第1項の規定により、写真使用の許可を受けた者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的および用途にのみ使用すること。
- (2) 写真の二次加工はしないこと。ただし、観光宣伝物・出版物および販売促進に関する資料として使用する場合、写真のイメージを損なわない範囲でのトリミングはこの限りではない。
- (3) 使用許可によって生じる権利をほかに譲渡し、または転貸しないこと。
- (4) 写真を使用する場合は、使用媒体にかかわらず、成果品に必ず「©信州千曲観光局」を入れること。
- (5) 写真の複写・複製・貸与・転売は一切禁止とすること。
- (6) 使用許可に係る成果品は完成後、速やかに当局に提出すること。またWEBコンテンツの場合は掲載ページのアドレスを明記すること。
- (7) 使用後の写真は速やかに削除などの対応をすること。
- (8) 本ガイドラインに定めていない事項などについては当局と協議のうえ、使用すること。

第6条（使用許可の取り消し）

- 1 当局は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用許可を取り消すことができる。
 - (1) 第5条各号に掲げる事項に違反した場合、または違反することが判明した場合。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けた場合。
 - (3) 本ガイドライン以外で当局が使用について不相当と認めた場合。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消された者はその連絡があった日以後に当該の使用許可に係る成果品を使用してはならない。

第7条（免責事項）

- 1 写真使用に伴う一切の損害について、当局はその責任を負わないものとする。
- 2 写真の著作権は撮影者本人に帰属しているため、写真に含まれる肖像権などの諸権利は当局には発生しない。したがって、諸権利の許諾が必要な場合は使用者の責任において行うこと。
- 3 前条の規定により生じた一切の損害については賠償する責任を負わないものとする。